

## 建設工事関連業務に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要領 (趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき、県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）に関する調査、測量及び設計の業務（以下「建設工事関連業務」という。）の競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に必要な資格及びその審査に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この要領の規定は、愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱（令和元年6月愛媛県告示第203号）に規定する建設工事関連業務共同企業体の入札参加資格については、適用しない。

### （競争入札等への参加）

第2条 県が発注する建設工事関連業務の競争入札等に参加しようとする者は、次に掲げる項目について、知事の審査を受け、適格と認められた者でなければならない。

（1）知事の審査を申請する日（以下「審査基準日」という。）の直前2年間に行った決算による年間平均実績高

（2）審査基準日の直前に行った決算における自己資本の額

（3）審査基準日における別表に定める業種区分ごとの有資格者の数

2 前項の規定による審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければ、受けることができない。

（1）営業に必要な許可、認可等を得ていること。

（2）審査基準日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

（3）所得税又は法人税並びに特別法人事業税（本県分に限る。以下同じ。）及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税（これらのうち国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項若しくは第2項の規定による納税の猶予（以下「納税の猶予」という。）又は地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項の規定による徴収の猶予（以下「徴収の猶予」という。）を受けたものを除く。）について未納がないこと。

（4）県税全税目（徴収の猶予を受けたものを除く。）について未納がないこと。

### （資格審査の申請）

第3条 資格審査を受けようとする者は、隨時、建設工事関連業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）を知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）印鑑証明書

（2）営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類

（3）所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税（これらのうち納税の猶予を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書

（4）県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税（これらのうち徴収の猶予を受けたものを除く。）について未納がない旨

の証明書（知事が保有している当該書類により確認すべき事項に係る情報を前条第1項の申請書の審査のために利用することについて申請者の同意がある場合を除く。）

(5) 個人の県民税（徴収の猶予を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書

(6) その他知事が必要と認める書類

3 第2項第3号から第5号までに規定する税のうち納税の猶予又は徴収の猶予を受けたものがある者にあつては、同項に掲げる書類のほか、当該納税の猶予又は徴収の猶予の許可を受けた通知書の写し等を添付しなければならない。

（資格の通知）

第4条 知事は、資格審査の結果を、建設工事関連業務競争入札参加資格審査結果通知書（様式第2号）により、当該資格審査を申請した者に通知するものとする。

（資格の効力）

第5条 資格は、令和3年度を初年度とする毎2年度を単位として、当該毎2年度の建設工事関連業務に係る競争入札について効力を有する。

（変更等の届出）

第6条 資格審査の結果、資格を有すると認められた者（以下「有資格業者」という。）は、次に掲げる事項について変更が生じたとき、又は事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したときは、速やかに、建設工事関連業務競争入札参加資格審査申請書変更届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 本店又は入札・契約等に係る権限を委任する支店・営業所等の所在地

(3) 法人にあっては、代表者の職名及び氏名

(4) 個人にあっては、その者の氏名

(5) 使用印鑑及び実印

2 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第3条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。

（資格審査の特例）

第7条 事業主の死亡、廃業、組織変更等によりその有資格業者の実態を引き継いだ者は、次項に規定する場合を除き、第3条第1項の規定にかかわらず、当該引継ぎのあつた日から30日以内に建設工事関連業務競争入札参加資格継承申請書（様式第4号）を知事に提出して資格審査を受けることができる。

2 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合において、当該資格に係る建設工事関連業務の事業を引き続き行うときは、当該事実の発生した日から30日以内に、合併等に関する届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(1) 合併

(2) 分割又は他の法人の分割による事業の全部若しくは一部の承継

(3) 事業の一部の譲渡又は他の法人の事業の全部若しくは一部の譲受け

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の

## 決定

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定

3 第1項の申請書及び前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、同項の届出書を提出する場合であって、実印に変更がないときは、第2号に掲げる書類は、添付することを要しない。

(1) 承継若しくは引継ぎ又は合併等の事実を証する書類

(2) 印鑑証明書

(3) その他知事が必要と認める書類

## （公表）

第8条 知事は、有資格業者の名簿を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

## （雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、資格審査に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。ただし、同日前に現になされた建設工事関連業務に係る競争入札等の参加者の資格申請、資格審査及びその他の手続きは、この要領のそれぞれの相当の規定によって行われたものとみなす。

## 附 則

1 この要領は、令和4年10月28日から施行する。

## 附 則

1 この要領は、令和6年10月15日から施行する。

## 附 則

1 この要領は、令和8年2月1日から施行する。

## 別表（第2条第1項関係）業種区分

測量業

建築関係建設コンサルタント業

土木関係建設コンサルタント業

地質調査業

補償関係コンサルタント業

その他建設工事関連業

※受付番号

年度 建設工事関連業務入札参加資格審査申請書  
(測量・建設コンサルタント等)

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

## 商号又は名称

代表者の役職及び氏名

## 法 人 の 番 場 号 ( 法 人 の 場 合 )

( 行 政 書 士 )

事務所の名稱地  
及び所在

氏名

## 電 話 番 号

(職印)

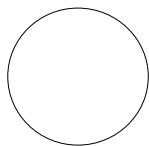
申請事務担当者	所属/職名		氏名	
	電話番号			
	【代表】メールアドレス			
	【担当者】メールアドレス			

### 【申請要件確認欄】

□ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。

□ 建設工事関連業務に係る競争入札等参加者の資格及び資格審査に関する要領第2条第2項に掲げる要件を全て満たしている者であること。

※ 受付番号は記入しないこと



←商号名称の頭文字(ひらがな)

業種区分	測量	
	建築関係建設コンサルタント業務	
	土木関係建設コンサルタント業務	
	地質調査業務	
	補償関係コンサルタント業務	
	その他	

愛媛県電子入札用業者ID																																						
(ふりがな) 商号又は名称							(ふりがな) 代表者の役職及び氏名																															
(ふりがな) 本店所在地																																						
法人番号 (法人の場合)							電話番号 (FAX番号)	- - -			〒	-																										
総職員数				技術職員数				(うち技術士数)				その他の職員数																										
業務内容	測量	建築関係建設コンサルタント業務						土木関係建設コンサルタント業務						補償関係コンサルタント業務																								
	測量の調査量	地図空調量	航測量	専門						河川・砂防及び海岸・海岸	港湾及び空港	電力	上水道及び工業用水道	下水道	農業	森林	水産	廃棄物	都市計画及び地方計画	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	施工計画、施工設備及び積算	建設機械	電気	地質調査機械	電気調査機械	土物	機械	営業補償・特殊作業	事務	補償	合併連絡	その他					
				意匠	構造	暖房	衛生	電気	建築	機械	電気	建築	機械	電気	道路	鐵道	鐵道	園林	林業	水産	廃棄物	地盤	地盤	地盤	地盤	地盤	地盤	地盤	地盤	地盤	地盤	地盤	地盤					
				一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般					
				希望業務																																		
				登録部門																																		
				希望業務「その他」の内容																																		
登録事業名		登録番号	登録年月日	登録事業名		登録番号	登録年月日	登録事業名		登録番号	登録年月日																											
測量業者				建築士事務所				建設コンサルタント																														
地質調査業者				補償コンサルタント				不動産鑑定業者																														
土地家屋調査士				司法書士				計量証明事業者																														
直前2箇年の年間平均実績高		測量						千円						資本金(千円)																								
		建築関係建設コンサルタント業務						千円																														
		土木関係建設コンサルタント業務						千円						自己資本金(千円)																								
		地質調査業務						千円																														
		補償関係コンサルタント業務						千円																														
		その他の						千円						営業年数(年)																								
計						千円																																
有資格者等職員数	測量士		測量士補		環境計量士		一級建築士		構造設計一級建築士		設備設計一級建築士		二級建築士																									
	木造建築士		建築設備士		建築積算士		1級土木施工管理技士		2級土木施工管理技士		不動産鑑定士		不動産鑑定士補																									
	土地家屋調査士		司法書士		補償業務管理士		地質調査技士		公共工事品質確保技術者						RCCM																							
									(I) (II)																													
									技術士補																													
	特別上級		上級		1級		2級																															
	技術士(人)		河川、砂防、海岸・海洋		港湾、空港		電力土木		道路		鉄道		上水道、工業用水道		下水道																							
農業土木			森林土木		水産土木		廃棄物		造園		都市計画、地方計画		地質																									
土質、基礎		鋼構造、コンクリート		トンネル		施工計画、施工設備、積算		建設環境		機械		電気電子																										
入札・契約等に係る権限を委任する支店・営業所等		(ふりがな) 名 称		代表者		郵便番号		所在 地						電話番号		常駐職員数																						
				役職名										氏 名								FAX番号		(うち技術職員数)														
																-																						
																-		( )																				
備 考																																						

愛媛県に測量・建設コンサルタント等に係る入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況

(1) 親会社  有  無 (該当するものを☑すること)

商号又は名称	住 所	電 話 番 号

(2) 子会社  有  無 (該当するものを☑すること)

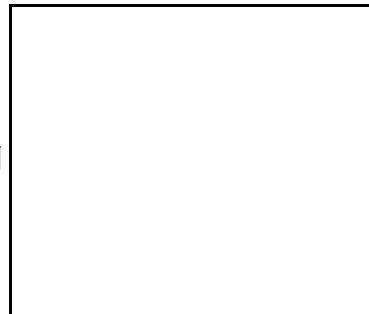
商号又は名称	住 所	電 話 番 号

(3) 役員の兼任  有  無 (該当するものを☑すること)

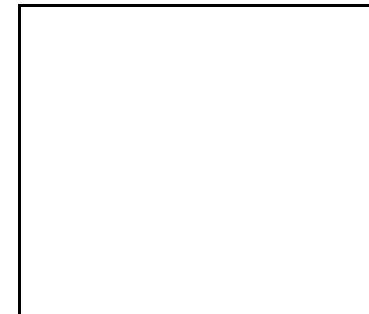
別紙

## 使 用 印 鑑 届

使用印



実印



上記の印鑑は、入札、見積り、契約及び契約に基づく行為に使用したいから  
お届けします。

年       月       日

住              所

商号又は名称

代表者の役職及  
び氏名

実印

建設工事関連業務競争入札参加資格審査結果通知書

年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名 様

愛媛県総務部長

さきに提出のあった 年度建設工事関連業務競争入札参加資格審査の申請について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

有効年度： 年度

業種区分	
測量業	
建築関係建設コンサルタント業	
土木関係建設コンサルタント業	
地質調査業	
補償関係コンサルタント業	
その他建設工事関連業	

注 用紙寸法は、日本産業規格A4とすること。

様式第3号（第6条関係） 建設工事関連業務競争入札参加資格審査申請書変更届出書

法人番号（法人の場合）											
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

建設工事関連業務競争入札参加資格審査申請書変更届出書

年　月　日

愛媛県知事　　様

住　　所

商号又は名称  
代表者氏名

年度建設工事関連業務競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）に係る審査事項について次のとおり変更しました。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

- 注 1 用紙寸法は、日本産業規格A4とすること。  
2 変更の理由が確認できる書類を添付すること。

様式第4号（様式第7条） 建設工事関連業務競争入札資格継承申請書

法人番号（法人の場合）									
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

建設工事関連業務競争入札資格承継申請書

年　月　日

愛媛県知事　　様

住　　所

商号又は名称  
代表者氏名

年　月　日をもつて次のとおり事業継承しましたので、建設工事関連業務に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要領に基づく資格の継承を承認してください。

区分	商号又は 名称	代表者氏名	営業所所在地
元有資格業者			
資格継承者			
資格継承理由 及び事業継承 状況			
債権、債務そ の他財産に関 する継承状況			
技術者及び使 用人について			
入札、見積 り、契約及び 契約に基づく 行為に使用す る印鑑	使用印	実印	
その他の			

注　用紙寸法は、日本産業規格A4とすること。

## 様式第5号（第7条関係） 合併等に関する届出書

法人番号（法人の場合）									
合併等に関する届出書									
年 月 日									
愛媛県知事 様 住 所 商号又は名称 代表者氏名									
届出に係る事実 (該当する番号を○で囲むこと。)	1 合併 2 分割 3 他の法人の分割による事業の全部又は一部の承継 4 事業の一部の譲渡 5 他の法人の事業の全部又は一部の譲受け 6 民事再生法に基づく再生手続開始の決定 7 会社更生法に基づく更生手続開始の決定								
届出に係る事実の具体的な内容	年 月 日								
合併、分割、事業の譲渡等の日又は再生手続開始の決定若しくは更生手続開始の決定があつた日	使 用 印			実 印					
入札、見積り、契約及び契約に基づく行為に使用する印鑑									
そ の 他									

注1 用紙寸法は、日本産業規格A4とすること。

2 「入札、見積り、契約及び契約に基づく行為に使用する印鑑」欄は、使用印又は実印に変更があつた場合にのみ押印すること。